

不動産登記に関する事務処理の一部停止について

土地区画整理事業に係る換地処分が公告されたことに伴い、下表の地域について、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務等の処理ができません。

①各種登記の申請をしていただいても処理することはできません。

②登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されません。

御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所の職員にお尋ねください。

名古屋法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
令和7年10月14日から 令和8年1月31日まで	豊田市浄水町伊保原、原山、南平、下三戸口の各一部 豊田市大清水町大清水、原山の各一部 豊田市伊保町三本松の一部 豊田市保見町南山の一部 (豊田支局管内)	土地区画整理事業